

三重県営松阪野球場の再開に向けたガイドライン

令和2年6月1日

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けて、三重県営松阪野球場の再開に向けたガイドラインを次のように設定する。

1、適切な感染防止対策の徹底

(1) 感染防止対策の周知について

- 施設の入口及び施設内に感染防止への協力を求めた掲示をする。
- ホームページに感染防止への協力を求める文書を掲載する。

(2) 利用者の体調確認方法について

一般利用者・団体利用者ともに体調不良の者については、入場及び利用を許可しない。

【一般利用者】

- 事務所の受付等において、体調管理を求める掲示を行う。
- 事務所の受付等において、スタッフから体調確認・検温確認についての声掛けをする。自宅にて検温を実施の上、利用してもらう。

【団体利用者】

- 利用予約時に、利用当日の検温と利用数日前からの体調管理の徹底を伝える。状況により来場時に参加者全員の連絡先・健康状態（検温確認）を記した名簿の提出をお願いする。
- 利用当日には、事務所の受付等において、口頭により団体責任者に参加者の体調確認・検温確認を行うとともに、未検温者には利用前に検温を行うよう依頼する。
- 口頭による利用者への体調確認・検温確認後に異常がなければ、利用者から提出された申請書に確認済みのチェックを入れる。

(3) 体調不良者がいた場合の対応について

- 体調不良者については、利用の中止を求める。また状況に応じて名前・連絡先等の提出をお願いする。

(4) 人数制限や利用時間制限などの運用方法について

- 『三重県指針』ver.2「(4) イベントにおける感染予防策」に沿って運用する。
- 参加人数にかかわらず「三つの『密』」が発生しない席の配置や、人と人の距離の確保、マスクの着用等基本的な感染防止対策を講じるよう依頼する。
- 6月18日までは、緊急事態宣言解除前の特定警戒都道府県（北海道、千葉県、埼玉県、東京都、神奈川県）にお住まいの方の利用はお控えいただく。また、県内の方の利用申請であっても上記都道府県の方の参加がある場合は利用をお控えいただく。
- 営業時間は、施設の利用時間内とする。（9時から17時）
- 団体利用の責任者には、参加者全員の名前・連絡先の把握をお願いする。
- 会議室、控室の利用人数は、15名までとする。
なお、次のことを徹底する。
 - ・マスクの着用を徹底する。

・人と人との間隔を2m以上確保する。

○ シャワー室の使用は、当面の間禁止とする。

(5) 換気や消毒の場所、方法、タイミングについて

○ 各施設・会議室・控室等について密集が懸念される場合は、原則として利用を許可しない。なお、三つの「密」の防止対策が可能な場合は、滞在時間の短縮・制限を条件に利用を許可する。

○ 会議室・控室・更衣室等の利用後は、ドアノブ・手すり・スイッチなどの消毒を行う。

○ 各施設の入口、トイレ及び会議室等において、不特定多数の利用が考えられる場所には手指消毒用アルコールを設置し、手指消毒を徹底する。

(6) スタッフの感染防止対策について

○ マスクを着用し、手指消毒を徹底する。

○ 管理事務所（窓や出入口の開放）の換気を行う。

○ 定期的にドアノブ、手すり、スイッチ等を消毒する。

○ スタッフの出勤前の検温を実施する。

○ 管理事務所受付口に透明の防護用仕切りを設置する。

2、県外からの利用者への対応

○ 6月18日までは、緊急事態宣言解除前の特定警戒都道府県（北海道、千葉県、埼玉県、東京都、神奈川県）にお住まいの方の利用はお控えいただくようお願いする。

○ 施設の入口付近や施設内及び施設駐車場への張り紙の掲示並びにホームページへの掲載等により、周知を徹底する。

○ 施設の利用については、入場時に可能な限り県内在住の確認を行い、併せて体調及び検温確認を行うなど、三重県の方針を伝える。